

# 基本編



## 第 1 章

# 地域福祉を理解する

## 第1節 地域福祉とは

## 1. 言葉の理解から

私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人や障害のある人、子育てや家族の介護に負担を感じたり悩んだりしている人、言葉や生活習慣の違いから暮らしにくさを感じている人など、何らかの支援を求めている住民がいます。

行政はこのような住民を支援するため福祉の充実に努めていますが、求められている支援は多種多様であり、これらすべてを行政で対応することは困難となっています。

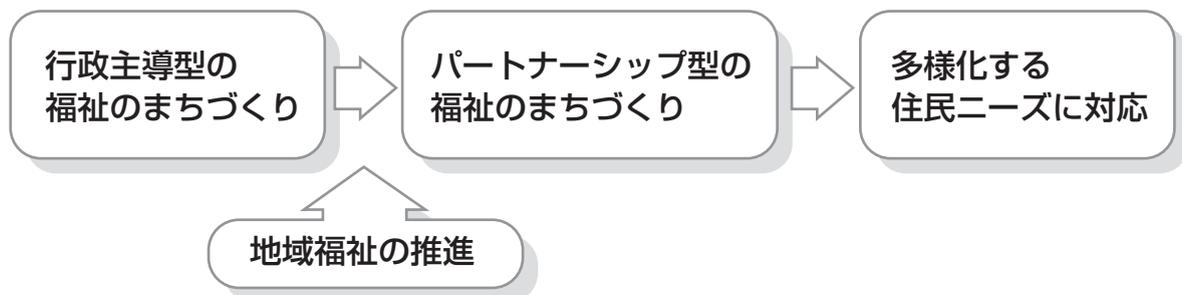
そこで、これらに柔軟に対応し、一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるためには、すべての住民が互いに人権を尊重し、支え合い、助け合う関係づくりを進めていくとともに、地域、事業者、社会福祉協議会、行政などが連携し、暮らしやすい地域づくりに向けた取り組みが必要となってきます。

つまり「地域福祉」は、すべての市民がともに支え合い、自立した生活を送ることをめざした、地域におけるさまざまな福祉の取り組みと言えます。

これからは行政主導型ではなく、例えば、現役で活躍している高齢者が、地域で支援を必要としている同じ高齢者を支える、あるいは、子育てを終えた住民が子育て家庭を支えるなど、住民相互の支え合い・助け合い活動が盛んに行われる、“パートナーシップ\*型の地域福祉のまち”（地域住民と行政が協働で福祉に取り組んでいるまち）となることが求められています。

このような地域福祉のまちの実現に向けた取り組みの指針となるのが、本計画です。

【地域福祉推進によるパートナーシップ型の福祉】



## \*パートナーシップ

さまざまな違った立場の組織や人が自らの責任と役割を自覚し互いの立場を尊重しながら、共通の課題に取り組むための協力関係で結ばれること。「行政」「事業者」「住民」が役割分担しながら協力しあうこと。

## 2. 策定の背景

### 〔1〕社会福祉を取り巻く情勢の変化

少子高齢化や都市化が急速に進む中、私たちの地域生活を振り返ると、かつての伝統的な家庭や地域での相互扶助機能は弱まり、住民相互のつながりも希薄化傾向にあります。

このような社会状況の変化を背景に、生活上の支援を要する高齢者や障害のある人などの福祉ニーズが多様化するとともに、ひきこもりやドメスティック・バイオレンス（DV）\*、虐待など新たな社会問題が発生しています。

一方、平成12年4月にスタートした「介護保険制度\*」をはじめ、平成15年度から障害者福祉に導入された「支援費制度\*」など、福祉は「措置\*から契約」へと変わり、利用者の選択を基本とする制度に変わっています。このような制度変更のもと、地域における保健福祉サービスが着実に整備されるとともに、ボランティアやNPOなどの活動も活発化し、福祉活動を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも全国的な広がりをみせています。

### 〔2〕国・県の動き

地方分権や社会福祉基礎構造改革の進展に伴い、国では平成12年「社会福祉事業法」が「社会福祉法」として改正され、第4条には、地域住民や事業者、福祉活動者が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の一員として、色々な社会活動に参加できるよう、地域福祉の推進に努めなければならないとする「地域福祉の推進」が明確に位置づけられました。

また、地域福祉計画に関する規定は、第107条（市町村地域福祉計画）及び第108条（都道府県地域福祉支援計画）にまとめられ、両規定は平成15年4月に施行されています。そして国においては、平成14年4月に地域福祉計画に関する策定指針が示され、兵庫県においては、平成16年3月に市町村の地域福祉の推進を支援するため、「兵庫県地域福祉支援計画」が策定されました。

#### \*ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫や恋人など親密な関係にある男性が女性に対して加える暴力のこと。殴る蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的、性的、経済的、社会的暴力などのすべての暴力を含む。

#### \*介護保険制度

社会保険方式を採用することにより、社会全体で高齢者介護を支える制度である。また、従来の「措置」によるサービス利用から新しく「契約」を導入し、利用者の選択によるサービス利用を保障している。

#### \*支援費制度

障害のある人が福祉サービスを利用する際の仕組み。高齢者分野における介護保険制度と同様に、行政がサービス内容を決定していた「措置」制度が変わり、障害をもつ人がサービス提供事業者と契約し、自らサービスを選択し利用する制度のこと。介護保険制度と違い、所得に応じた利用者負担と税金が財源となっている。

\*措置 福祉サービスを受ける際、行政が対象者の意向やニーズを判断してサービスの提供先や内容を決めること。

## 第2節 三田市の地域福祉計画

### 1. 計画の必要性

三田市においては、平成16年11月現在の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は、約12.7%となっており、県下で最も低い値となっているものの、現在の人口構成から今後、高齢化が進むことが想定されます。さらに少子化や核家族化なども相まって、家庭や地域でのつながりの変化など、ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者、障害のある人、子育て家庭などを取り巻く環境も一層厳しい状況になりつつあります。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活していくためには、それぞれが生活拠点である地域に根ざし、相互に助け合うコミュニティを形成していくとともに、地域住民がボランティアなどの市民活動団体や民間事業者とともに行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

市では、これまで高齢者や障害のある人、子ども・子育てに関する計画を策定し、これらの計画に基づいて施策を実施してきましたが、このような背景を受け、新たな仕組みや対策が必要となっています。

そこで、市では地域に住む皆さんがともにつながりを持ち、助け合うという意識の形成やその仕組み、ネットワーク、事業者、行政の役割などについて、基本的な理念・方針を定めた「三田市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進をめざします。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、「第3次三田市総合計画（輝き三田21）」のもと、「三田市人権施策基本方針」「三田市市民活動支援基本指針」などをふまえ、地域福祉を推進するための基本的理念及び方向性を定めるものです。

総合計画では、まちづくりの基本的な進め方として「協働のまちづくり」を掲げ、「市民」「事業者・NPO」「行政」がそれぞれの役割を積極的に果たすパートナーシップの関係を確立することを方針として挙げています。

このような協働のまちづくりをめざすため、平成15年3月に「三田市市民活動支援基本指針」を策定し、市民の自主的な活動に対し、行政による支援のあり方を示しています。この指針に沿って、市民の自主性、自発性、自律性を尊重した幅広い市民参加を促進し、地域福祉を推進していきます。

また、総合計画では、まちづくりの基本として「人権の尊重と共生社会づくり」を位置づけ、その理念を具現化するため、平成15年12月に「三田市人権施策基本方針」を策定しています。この方針は、市の個別計画の上位にあり、その趣旨・内容をふまえながら、本計画の実現を図るものとします。

福祉分野の計画としては高齢者・障害のある人・子どもなど対象者ごとに計画を策定していますが、地域福祉計画はこれらの計画を地域福祉の共通する視点によって結び、連携させていくもので、対象者や分野に関わりなく、福祉の観点から市民の生活支援をめざす基本計画となるものです。

また、市社会福祉協議会では平成14年度に「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画～安心・ゆたか・きらめきプラン21～」を策定しており、本計画と連携を図っていきます。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から23年度までの7か年とします。

